

**大阪市住之江区における
新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】
募 集 要 項**

大阪市では、活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO 等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組めるよう、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援するための事業の企画提案を募集します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

第 1 章 事業目的・委託業務について

第 2 章 応募について

第 3 章 選定について

第 4 章 契約、その他について

必要書類一覧（別表 1・別表 2）

書類様式

大阪市住之江区御崎 3 丁目 1 番 1 7 号
住之江区役所協働まちづくり課（担当：田中・阪上・金丸）
TEL 06-6682-9734 FAX 06-6686-2040
E-MAIL tt0002@city.osaka.lg.jp
URL <http://www.city.osaka.lg.jp/suminoe/>

第1章 事業目的・委託業務について

1 事業目的

本市では、平成24年7月に策定された「市政改革プラン」において、「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」の考え方のもと、新しい住民自治の実現をめざしてきました。

その後も、市政改革プラン3.1を経て、現在は「新・市政改革プラン（令和6～9年度）」に基づき、「ニア・イズ・ベター」のさらなる徹底を図り、多様な主体が地域の実情に応じて自律的な地域運営を行うことができる地域社会の実現に取り組んでいます。

当区においては、平成25年3月末に、区内全14地域で「地域活動協議会」が形成され、自律的な地域運営に向けて一定の成果が見られる一方、設立から10年以上が経過し、地域役員の高齢化や担い手不足、町会加入率の低下など、地域を取り巻く課題は一層顕在化しています。

こうした課題に対応するためには、地域ごとの実情や特性を踏まえ、それぞれの地域活動協議会が主体的かつ持続的に活動できるよう、人材の発掘・育成、組織運営の充実、資金確保、ICTを活用した情報発信や、地域の各種団体や企業・NPO・教育機関等との連携・協働などを総合的に支援することが求められています。

こうした取組を進めるためには、民間事業者の柔軟な立場とノウハウを活かし、地域の各種団体の人材育成や資金確保を支援し、地域活動に関する情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しを行う中間支援組織としての役割を十分に発揮し、地域の課題解決に向けた伴走型支援を行うことが重要です。

本業務は、中間支援組織による専門的かつ継続的な支援を通じて、地域活動協議会の自律的な運営を促進し、コミュニティ豊かで住民主体の地域運営が行われる地域社会の実現をめざすことを目的とします。

2 委託業務

(1) 委託上限金額

業務委託金額は、金86,842,587円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とします。

各年度における上限額は下記のとおりです。

年度	上限額（消費税及び地方消費税を含む）
令和9年度	27,423,975円
令和10年度	27,423,975円
令和11年度	27,423,975円
令和12年度	4,570,662円
合計	86,842,587円

※受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、

当区は契約金額以外の費用を負担しません。

(2) 委託期間

令和9年4月1日から令和12年5月31日まで

(3) 業務内容等

仕様書参照

(4) 委託料の支払い

各年度の業務完了後、大阪市の検査を経て、受注者の請求に基づき、支払います。

ただし、部分払いを行う場合、業務の完了前に既に業務を完了した部分（検査職員の検査に

合格したもの) に対し請求することができます。その場合は、受注者に提出を求める所定の請求書等に基づき、月 1 回を超えない範囲で支払うものとし、受注者の指定する口座に振り込みます。

なお、この仕様書による契約については、複数会計年度にわたる長期継続契約となることから、各年度の予算成立額が所要の契約金額に満たない場合は、契約解除・契約変更等の事態が生じます。

(5) 契約保証金

契約保証金 要 (ただし、大阪市契約規則第 37 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する)

保証人 否

(6) 再委託について

仕様書参照

(7) その他

原則として提案いただいた事業内容といたしますが、本市との協議により修正していただく場合があります。

第 2 章 応募について

1 応募資格

次の条件を全て満たす者は、本案件についての公募型プロポーザルに参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去 2 か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とします。

ア 全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が参加申出書類の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とすること。

イ 参加申出書類提出後、代表者及び共同体を構成する団体（構成員）の変更は認めない。

ウ 構成員すべての事業者が上記(1)～(5)の基準をすべて満たしていること。

エ 代表者とならない団体にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

オ 参加申出書類提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの団体の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

カ 単独に応募した団体は、共同体の構成員となることはできない。

キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

2 質問事項について

(1) 受付

質問がある場合は、質問票（様式 1）に明記し、電子メールにて「件名」の始めに「【新たな地域コミュニティ支援事業 質問】」と明記して表面記載のアドレスまで送信してください。電子メール以外による質問は受け付けません。

(2) 締切

令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 5 時 30 分までとし、締切以降の質問は受け付けません。

(3) 回答

受け付けた質問及びその回答は、令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 5 時 30 分までに、大阪市ホームページのトップページ＞産業・ビジネス＞入札契約情報＞業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）＞プロポーザル方式等発注案件＞プロポーザル方式等発注案件一覧（住之江区）にて公表します。

3 応募に必要な書類

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時 30 分までに（本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）**別表 1**の書類を住之江区役所協働まちづくり課に持参（電子メール、FAX 及び郵送不可）してください。

（参加資格決定等）

公募型プロポーザル参加資格決定通知書は、令和 8 年 11 月 5 日（木）付（予定）で交付し、参加資格を満たさなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付します。

（参加の無効等）

提出書類に虚偽の記載をした者及び公募型プロポーザル参加申出期限から選定会議開催日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者の公募型プロポーザル参加は、無効とします。

(2) 企画提案書類

企画提案については、公募型プロポーザル参加資格決定通知書受領後、令和 8 年 11 月 13 日（金）午後 5 時 30 分までに（本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）**別表 2**の書類を住之江区役所協働まちづくり課に持参（電子メール、FAX 及び郵送不可）してください。

提出部数 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

※提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。

※提出できる案は、1 案のみとします。

4 提案にあたって踏まえるべき事項

(1) 中間支援組織の常態的支援がなくても地域活動協議会が継続的に自律運営できるよう、より効果的な地域支援を実現するため、令和 6 年度から 3 年間の長期継続契約へ変更しています。

提案にあたっては、事業内での P D C A を回しながら、仕様書「7 業務内容」の具体的な成果目標に基づき、単年度事業ではできない戦略的な支援策を提案してください。

(2) 委託事務を効果的・効率的に実施するための組織体制（指揮命令系統、人員配置等）について、できる限り具体的に提案してください。なお共同体の場合は、双方の役割や責任分担

等を明確にしてください。

第3章 選定について

1 審査・選定

(1) 選定基準

ア 事業の企画内容【50点】

- ・地域活動協議会の自律的な地域運営の実現に向けた具体的な提案となっているか
- ・当区の設定した成果目標を理解した提案となっているか
- ・中間支援組織の役割を理解した提案となっているか
- ・事業実施回数等は適正で、無理のない計画となっているか
- ・斬新なアイデアや創意工夫など特筆すべき提案があるか

イ 事業の実施体制【30点】

- ・目標を設定し、業務の工程管理ができる体制が整っているか
- ・提案した事業を確実に遂行できる、組織体制と運営基盤があるか
- ・支援員同士・区役所・関係機関と連携を図ることができる提案となっているか
- ・事業実施に必要な専門的な知識・能力・人的ネットワークを有しているか

ウ 類似事業の実績【10点】

- ・本業務と同種・類似した業務実績はあるか

エ 費用積算根拠の妥当性【10点】

- ・費用の積算根拠は明確に示されているか
- ・効率的で妥当な経費により提案されているか

(2) 審査・選定方法

ア 審査は、学識経験者等で構成する「選定会議」が上記の選定基準に基づき、書面及びプレゼンテーションによる審査を実施し、全メンバーの平均評価点（以下、評価点）により事業者を選定します。なお、選定方法については次のとおりです。

- ・企画提案書をもとにプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、選定会議において、評価項目等に沿って審査を行います。
- ・評価点が最も高い事業者を選定します。
- ・評価点が最も高い事業者が複数ある場合は、「事業の企画内容」の得点が高いものを選定し、それによってもなお同点の場合は「事業の実施体制」の得点が高いものを選定します。
- ・なお、評価点が60点に満たない場合は、選定対象から除外します。

イ 選定会議

日 時：令和8年12月4日（金）

場 所：住之江区役所（住之江区御崎3-1-17） 3階 会議室

- ・選定会議の開始時間等の詳細については、後日通知します。
- ・提出した企画提案書に基づき、説明をお願いします（パワーポイントの使用はできません。また、追加資料の提出は認めません）。
- ・選定会議は非公開とし選定結果や内容についての質問や異議は一切受け付けません。
- ・選定結果は、決定後速やかに全ての参加者に書面により通知し、また、本市ホームページに掲載します。

2 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- (1) 選定会議のメンバーに対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 参加申出日から委託契約締結日までの間に「第2章1 応募資格」の要件に該当しなくなった場合
- (3) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
 - ア 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - イ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
 - ウ 提出書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合。
 - エ 応募金額が「第1章2(1)」の委託上限金額を上回っている場合。
 - オ 選定会議におけるプレゼンテーション及び質疑応答を欠席した場合。
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

第4章 契約、その他について

1 契約の締結

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結します。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び提出された企画提案書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

(2) 事業の実施

- ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、随時報告してください。
- イ 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行ってください。
- ウ 事業完了後に事業報告書を提出していただきます。

(3) その他

- ア 契約の締結は、令和9年度大阪市予算の成立を条件とします。
- イ 本案件は長期継続契約です。なお、翌年度以降の予算が保証されているものではないため、翌年度以降において所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、発注者は契約解除・契約変更ができることとします。
- ウ 受注予定者決定後から契約締結までに、受注予定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとします。
- エ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。

2 その他

- (1) 申出書類、企画提案書の作成や提出等、当公募型プロポーザルにかかる費用は、参加者の負担とします。
- (2) すべての提出書類は返却しません。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・事業者選定の用以外に参加者に無断で使用しません（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (4) 提出期限後の提出、差し替え等は認めません。（住之江区役所が補正等を求める場合を除く。）

- (5) 本事業の提案、実施に関わり提出していただいた資料は、公文書として、「大阪市情報公開条例」の規定に基づき、原則公開となります。
- (6) 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、当該業務が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存してください。

【参考】スケジュール

月 日	曜日	内 容
令和 8 年 10 月 5 日	月	公募開始
令和 8 年 10 月 13 日	火	質問票受付締切
令和 8 年 10 月 20 日	火	質問に対する回答
令和 8 年 10 月 30 日	金	参加申出関係書類の提出期限
令和 8 年 11 月 5 日	木	参加資格決定通知
令和 8 年 11 月 13 日	金	企画提案書類の提出期限
令和 8 年 12 月 4 日	金	委託事業者選定会議（プレゼンテーション等）
令和 8 年 12 月 15 日	火	選定結果通知・最終選定結果公表
令和 9 年 4 月 1 日	木	契約締結

公募型プロポーザル参加申出書類一覧

別表 1

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
①公募型プロポーザル参加申出書	様式 2
②業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの パンフレット等。様式自由
③《法人》登記簿謄本、又は登記事項証明書等 《個人》住民票	提出前 3 か月以内に発行されたもの、最新の情報を反映したもの：写し可 又は任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約及び役員名簿（写し可）
④貸借対照表、損益計算書の財務諸表 又は確定申告書	最近 1 か年の決算によるもの（半年決算の場合は 2 期分） 営業年数が 1 年未満の場合は「開始貸借対照表」
⑤申出内容誓約書	様式 3
⑥《法人》印鑑証明書 《個人》印鑑登録証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し不可
⑦使用印鑑届	様式 4
⑧過去 2 か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その 3 又はその 3 の 3 様式〔法人〕、またはその 3 の 2 様式〔個人〕 非課税の場合はその旨記載した理由書
⑨最近 2 か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が 2 年未満の者、もしくは非課税で本証明書が 2 か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書
⑩委任状	様式 5 ※共同体での申請の場合のみ
⑪協定書	※共同体での申請の場合のみ

※ 共同体での申請の場合、②～⑨は各構成員分提出すること。

※ 大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③・④・⑥・⑦・⑧・⑨は省略可能。

企画提案書類一覧

別表 2

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
企画提案書	様式 6-1 企画提案書 様式 6-2 事業の企画内容について 様式 6-3 事業の実施体制について 様式 6-4 類似事業の実績について 様式 6-5 経費内訳書
事業概要	最近 2 事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書 何れも任意団体にあつてはこれに相当する書類
定款の写し	任意団体等にあつては、これに相当する書類